

厚生常任委員会活動レポート

開催日時：令和4年5月19日(木)

開催場所：1・2号委員会室

町立病院

1. 町立病院の管理運営について

令和3年度（R3.4.1～R4.3.31）の決算見込みが提出されましたので、前回に引き続き決算前ですが、「令和3年度 収益的収入・支出決算額の内訳」について、概要を下記の一覧表にまとめました。

令和3年度 収益的収入・支出決算額の内訳 （千円）

	区 分	決 算 額	計	収 支	消費税処理 後の純利益
収 入	入院収益	1, 538, 677	4, 694, 575	307, 941	303, 866
	外来収益	1, 326, 229			
	一般会計繰入金	989, 010			
	その他	840, 659			
支 出	給与費	2, 296, 557	4, 386, 634		
	材料費	689, 631			
	経費	1, 039, 817			
	減価償却費	193, 655			
	支払利息	48, 076			
	その他	118, 898			

前回の委員会で報告を受けたとおり、令和2年度と比較し診療収入が増額となり、新型コロナウイルス対策に係る国庫支出金、道補助金の補填、多様な交付金事業により町単独費の持ち出しは減少しました。

その結果、収支は3億794万1千円、表の消費税処理後の純利益3億386万6千円となりました。

平成11年度の病院移転後23年目で、初めて純利益を計上しました。

新型コロナ感染症の先が見えない状況ですが、アフターコロナを見据えて、さらなる経営改善に取り組んでいただきたいと思います。

また「令和3年度 資本的収入・支出決算額の内訳」については下表のとおりです。

令和３年度 資本的収入・支出決算額の内訳 (千円)

	区 分	決算額	計	収 支	備考
収 入	企業債	51,900	554,943	307,941	収入のうち、一般会計出資金 26,620千円は翌年度へ繰越 される支出予算額へ充当され るため、収支差引は ▲185,056-26,620＝ ▲211,676となる。 収支差引額▲211,676千円 は、前年度から今年度へ繰越 した財源60,639千円、当年度 分損益勘定留保資金 148,608千円、消費税資本的 収支調整額2,429千円で補填 した。
	一般会計出資金	266,194			
	補助金	236,849			
支 出	建設改良費	355,834	739,999	307,941	
	企業債償還金	384,165			

令和３年度は、病院の総収入で総費用が賄えなかったことから、５億円を町内金融機関より一時借入し決算を迎えておりましたが、５月３１日に全額返済を予定しているとの報告がありました。

【主な質疑】

委員：企業の消費税申告は決算から３ヶ月と決められていますが、病院企業会計も同じですか？また、決算は５月の決算を指しますか？12月定例会の決算認定のことを指しますか？

担当：12月の決算認定を待たず、決算書ができしだい税務署に申告手続きを行います。

町民生活部

１．新型コロナウイルスへの対応について

(１) 新型コロナワクチンの接種状況等について

・新型コロナワクチンの接種状況（12歳以上）

人口			1回目接種	2回目接種	3回目接種
全体	4/30 現在総人口	22,778人	19,270人	19,112人	16,471人
			84%	84%	72%
対象	12歳以上接種対象者	20,617人	93.5%	92.8%	79.9%

※北海道全体の3回目接種は55.3%
まだ接種を終えていない12歳以上接種対象者の1～3回目接種は、医療機関と調整し6月以降の実施を検討中

- ・ 5 歳から 11 歳までの今後の接種予定

対象者 1,380 人（ファイザー小児用ワクチン）

1 回目接種：5 月 21 日、5 月 23 日～28 日

2 回目接種：5 月 30 日～6 月 3 日、6 月 11 日、6 月 13 日～18 日

- ・ 4 回目接種予定について（接種期間 7 月～9 月 実施場所等は調整中）

3 回目の接種から 5 ヶ月以上経過した 60 歳以上の約 7,000 人

3 回目の接種から 5 ヶ月以上経過した 18 歳以上の基礎疾患を有する方、感染重症化リスクが高いと医師が認める方、約 450 人

※使用するワクチン～ファイザー社又はモデルナ社

2. 住民生活・環境衛生事業について

（1）中標津町地域公共交通活性化協議会について

地域公共交通の活性化及び再生法に関する法律は令和 2 年 11 月の改正に伴い、地方公共団体は区域内について、地域旅客サービスに持続可能な提供に確保に資する「地域公共交通計画」を作成するよう努めなければならないとされ、国土交通省は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱を改め計画と補助制度を連動化し、計画に位置付けられていないバス路線は補助の対象外とされました。

中標津町のバス路線においても現在補助金の交付を受けていることから、新たに地域交通関係者による法定協議会を組織し将来的に地域にとって望ましい旅客サービスの姿を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものとの説明がありました。

協議会は公共交通事業者 6 名、町内会代表者を含む町内各種団体から 8 名、関係省庁等から 5 名、中標津町職員から 9 名（副町長・部長職 4 名・事務局 4 名）、アドバイザー 1 名の 29 名で組織され、第 1 回協議会は 4 月 25 日付け書面会議で開催済です。

第 2 回協議会は対面方式で 5 月 30 日を予定しており、最終的な計画策定の令和 5 年 3 月頃までに 4 回の協議会を予定しているとの説明がありました。